

議案第 22 号

北九州市立青少年の家管理規則の一部改正について

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 8 月 22 提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 足立青少年の家の廃止に伴い、北九州市立青少年の家管理規則（昭和 47 年北九州市教育委員会規則第 11 号）を改める必要があるので、この議案を提出する。

北九州市立青少年の家管理規則の一部改正について (青少年の家「足立青少年の家」の廃止)

1 改正の理由

北九州市では、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の健全な育成を図ることを目的として、現在、市内に7つの青少年の家を設置している。

足立青少年の家は、昭和35年に小倉北区寿山町7番14号に設置された。

その後、昭和53年に建替えが行われ、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。

しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進んでいることから、平成28年度に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、足立青少年の家は、令和6年10月1日に廃止することとし、令和5年12月議会で条例議案を提出し可決された。

そのため、改正条例の施行に合わせ、北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年教育委員会規則第11号）の一部改正を行うもの。

なお、施設の廃止後は、隣接する足立青少年キャンプ場跡地とともに、民間事業者による活用を行っていく予定。

2 改正の内容

北九州市立青少年の家管理規則の一部改正

足立青少年の家を令和6年10月1日施行で廃止することに伴い、別表第1（第2条関係）から「足立青少年の家」を削除する。

3 施行期日

令和6年10月1日

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則

北九州市立青少年の家管理規則（昭和 4 7 年北九州市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

足立青少年の家
畑キャンプセンター
夜宮青少年センター

」を

「

畑キャンプセンター
夜宮青少年センター

」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

新			旧		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分	入退所時間	備考	区分	入退所時間	備考
	略			略	
畑キヤンプセンター 夜宮青少年センター	略	略	足立青少年の家 畑キヤンプセンター 夜宮青少年センター	略	略

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（青少年の家「足立青少年の家」の廃止）

1 改正の理由

北九州市では、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の健全な育成を図ることを目的として、現在、市内に7つの青少年の家を設置している。

足立青少年の家は、昭和35年に小倉北区寿山町7番14号に設置された。

その後、昭和53年に建替えが行われ、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。

しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進んでいることから、平成28年度に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」において、足立青少年の家は、令和7年度末までに廃止することとされた。

こうした中、今回、足立青少年の家の廃止について、利用者である青少年団体などの関係者の理解が得られたことから、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部改正を行うものである。

なお、施設の廃止後は、隣接する足立青少年キャンプ場跡地とともに、民間事業者による活用を行っていく予定である。

2 改正の内容

別表第2の青少年の家の項中「足立青少年の家」を削る。

別表第3の青少年の家の項中「足立青少年の家」を削る。

3 施行期日

令和6年10月1日

4 議案提出議会

令和5年12月議会

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の青少年の家の項中

北九州市立足立青少年の家	北九州市小倉北区寿山町7番14号	を
〃 もじ少年自然の家	〃 門司区大字喜多久784番地の1	

北九州市立もじ少年自然の家	北九州市門司区大字喜多久784番地の1	に
---------------	---------------------	---

改める。

別表第3の2 社会教育関係の表の青少年の家の宿泊を伴うときの項及び宿泊を伴わないときの項中 「足立青少年の家
もじ少年自然の家」 を「もじ少年自然の家」に改める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

新		旧					
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）					
社会教育関係		社会教育関係					
施設の種別	目的又は事業	名称	位置	施設の種別	目的又は事業	名称	位置
略							
青少年の家	略	北九州市立 もじ少年自 然の家	北九州市門司区大字喜多久7 8 4番地の1	青少年の家	略	北九州市立 足立青少年 の家	北九州市小倉北区寿山町7番1 4号
		略				略	

新		旧	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
1 略		1 略	
2 社会教育関係		2 社会教育関係	
施設の種類	使用料及び手数料	施設の種類	使用料及び手数料
略		略	
青少年の家	宿泊を伴うとき	青少年の家	宿泊を伴うとき
	略	青少年の家	略
青少年の家	宿泊を伴わないとき	青少年の家	宿泊を伴わないとき
	略	青少年の家	略
青少年の家	略	青少年の家	略
	略	青少年の家	略
略		略	
注 略		注 略	

足立青少年の家 概要

施設名称	足立青少年の家																																
施設目的	都市近郊の自然を生かし、健全な青少年育成を目的とする。																																
所在地	小倉北区寿山町7番14号（足立公園内）																																
開設年月	1960年（昭和35年）5月 現在の建物は1978年（昭和53年）7月建築																																
主な構造	鉄筋コンクリート2階建																																
耐用年数	60年（～令和20年）																																
建物面積	1,164.47 m ²																																
耐震補強	不要（耐震診断実施済み）																																
長寿命化																																	
管理形態	直営（小倉北区コミュニティ支援課）																																
施設内容	ホール、食堂（自炊）、宿泊室（定員100人）、研修室、キャンプ場併設																																
配置職員	管理人（会任）2																																
主な事業	<p>青少年、団体の指導者及び社会教育関係団体などが利用できる。グループ利用が原則であるが、家族利用も可能。</p> <p>自然を利用したキャンプやオリエンテーリング、レクリエーションの場として活用できる。</p> <p>令和元年度末までは、あだち少年支援室が入居していた。</p>																																
利用者数 (実人数)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">団体数</th> <th rowspan="2">利用者数</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>日帰り</th> <th>宿泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4年度</td> <td>114</td> <td>2,122</td> <td>1,593</td> <td>529</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>74</td> <td>1,992</td> <td>1,776</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>51</td> <td>904</td> <td>777</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>					団体数	利用者数			日帰り	宿泊	R4年度	114	2,122	1,593	529	R3年度	74	1,992	1,776	216	R2年度	51	904	777	127							
	団体数	利用者数																															
			日帰り	宿泊																													
R4年度	114	2,122	1,593	529																													
R3年度	74	1,992	1,776	216																													
R2年度	51	904	777	127																													
収支状況 (R4年度)	【単位：千円】																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収入</th> <th>使用料</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>119</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>122</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">支出</th> <th>人件費</th> <th>修繕費</th> <th>光熱水費</th> <th>委託料</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>3,130</td> <td>431</td> <td>1,174</td> <td>583</td> <td>2,483</td> <td>7,801</td> </tr> </tbody> </table>						収入	使用料				その他	計		119				3	122	支出	人件費	修繕費	光熱水費	委託料	その他	計	3,130	431	1,174	583	2,483	7,801
収入	使用料				その他	計																											
		119				3	122																										
支出	人件費	修繕費	光熱水費	委託料	その他	計																											
	3,130	431	1,174	583	2,483	7,801																											
公マネ (分野別計画)	<p>利用者の多い、山林を楽しめる「かぐめよし少年自然の家」と、水辺の自然を楽しめる「玄海青年の家」及び「もじ少年自然の家」を当面の拠点施設として位置づけ、それぞれの宿泊機能を強化するなど必要な改修等を行ったうえで、将来的には2施設に集約する。足立青少年の家は令和7年度末までに廃止の方針。</p>																																
公マネの 展望	<p>民間等による利活用を検討。令和2年度はサウンディングを実施。</p> <p>令和5年1月12日に開催された議会常任委員会において、令和6年9月末を目途に廃止する方針を説明。</p>																																